

平成23年度

口蹄疫等家畜伝染病に対応した
獣医師育成環境の整備事業

公募要領

平成23年6月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
	(1) 募集の対象	1
	(2) 申請件数	2
	(3) 申請書の作成・提出について	2
	(4) 選定件数	2
	(5) 取組に対する経費措置	2
	(6) 事業規模等	3
3	選定方法等	
	(1) 選定の方法	3
	(2) 審査の観点	3
	(3) 選定結果の通知	3
	(4) 選定スケジュール	4
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	4
	(2) 申請要件違反	4
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	4
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書	4
	(2) 申請手続き	5
	(3) その他	5
6	公表等	5
7	問い合わせ先	5

1 事業の背景・目的

[背景]

口蹄疫の国内発生、鳥インフルエンザなど人獣共通感染症への対応、BSEを契機とした食の安全への関心の高まりなどを背景に、国民の健康・生活を守るため現場の最前線で家畜診療や防疫等に従事する産業動物獣医師や公務員獣医師に対する社会的ニーズが高まっています。

特に、昨年の宮崎県における口蹄疫被害を踏まえ、農林水産省では、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」（平成22年8月）において、緊急時に最前線で防疫措置を実施する産業動物獣医師・公務員獣医師の養成・確保に向けた取組を強化する観点から、獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野に触れる機会を増大するとともに、これら分野へ就業・定着を図る取組を推進するとしています。加えて「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成22年11月）でも、獣医系大学における産業動物に関する実習の強化が提言されています。

文部科学省の「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」がとりまとめた「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」（平成23年3月）においては、このような状況を踏まえ、獣医学教育の質保証の観点から、臨床実習等の充実・強化の必要性を強く指摘しているところです。

[目的]

本事業は、国民の健康・生活の安全・安心の確保に向け、口蹄疫対策をはじめとした我が国の家畜防疫対策を担う産業動物獣医師、家畜感染症・人獣共通感染症等への対策(以下「感染症等対策」)を担う獣医師の養成・強化のため、獣医系大学の学部教育における臨床実習等の充実に不可欠な教育環境の整備を支援する事業です。

特に、①高度外部専門機関との連携による全国の獣医系学生の質の高い実習機会の確保、②高度な実習プログラムの開発(実習受け入れ先一覧の作成、実習の手引きの作成等を含む)、③全国の獣医系学生がこれらの実習先やプログラムを広く利用できるような体制の整備、以上の取組からなる実習システムの構築を支援するものです。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

- 獣医師法（昭和二十四年六月一日法律第百八十六号）第十二条第一項第一号で規定する、獣医学の正規の課程(全国16獣医系大学の獣医学部・獣医学科)が、次に掲げる分野の取組を行う場合に必要となる経費（実習システムの構築を担うコーディネーター等の人件費や旅費、会議費・プログラム開発費等の事業推進費など）を対象とします。

【分野1】

産業動物診療分野における全国的臨床実習システムの構築

【分野2】

感染症等対策分野における全国的実習システムの構築

※ 以上の実習システムの構築と関係のない経費は対象となりません。

- 設備備品と消耗品の区別は、各大学の規程等に基づき判断してください。
- 当該大学において、大学改革推進等補助金又は研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金等により文部科学省等が行っている他のプログラム（以下、「国公私を通じた大学教育改革支援プログラム」という。）で選定されている取組と同一又は類似（明らかに発展させた形になっていないもの。以下同じ。）の取組については申請することはできません。また、過去に選定され補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組についても申請することはできません。

（2）申請件数

分野1及び分野2について、それぞれ大学ごとに1件ずつとします。なお、大学間で連携して取組を申請する場合は、基幹校を決めて申請してください。

（3）「計画書」の作成・提出について

- 「計画書」の様式に従って記入し、文部科学大臣あてに提出してください。
- 「計画書」は、以下の項目について作成してください。
 - ① 今回取り組む実習システムの概要・目的について
 - ② 高度外部専門機関との連携・協力体制について
 - ③ 開発するプログラムの目的・内容とその教育的効果について
 - ④ 開発したプログラムを全国の獣医学部・学科の学生が広く利用できる仕組みについて
 - ⑤ 実習システムの構築に向けた運営体制について（コーディネーターの役割・活動含む）
 - ⑥ 支援期間における各経費の明細
- 「計画書」の作成に当たっては以下の項目に留意し作成してください。
 - ① 我が国の獣医学教育全体の教育水準の向上に資するものであること
 - ② 開発したプログラムの正規課程への位置づけが考慮されていること
 - ③ 開発したプログラムの全国的な利用が考慮されていること

（4）選定件数

選定件数は、【分野1】で1件、【分野2】で1件としますが、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

（5）取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。

なお、選定された取組が大学改革推進等補助金により文部科学省が行っている他のプログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画「取組に係る経費」を作成してください。

(6) 事業規模等

- 申請にあたっては、補助事業の実施に必要な費用を積算して「計画書」を作成の上、提出してください。事業規模が補助金基準額を超える場合、補助事業費との差額はその他の経費（自己収入等）により各大学が負担することとなります。なお、補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

【取組に係る経費の規模等】

申請区分	補助金基準額	財政支援期間
【分野1】 【分野2】	15,000千円程度以内/年	3年(平成26年3月末まで)

- 使用できる経費の取扱いの詳細については、文部科学省Webサイトに掲載している「大学改革推進等補助金交付要綱」等を参照してください。

(参考) 平成23年度大学改革推進等補助金について

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tokushoku/05030101.htm

3 選定方法等

(1) 選定の方法

選定にあたっては、提出いただいた「計画書」について、以下の審査の観点を踏まえて、「口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業委員会」(以下、「委員会」)において総合評価による合議審査を行います。

委員会の審査結果を踏まえて、文部科学省において選定取組を決定します。

(2) 審査の観点

審査にあたっては、

- ①計画書に示された取組の妥当性・重要性について
 - ②高度な外部専門機関との連携・協力体制が構築されているか
 - ③開発したプログラムは高い教育的効果が期待できるものか
 - ④開発したプログラムが全国の獣医系学生に広く利用される仕組みとなっているか
 - ⑤実習システムの構築にあたって適切な運営体制となっているか
 - ⑥我が国の獣医学教育の水準を向上させる取組となっているか
- 以上の観点に沿って審査することといたします。

(3) 選定結果の通知

選定された大学には、学長あて選定結果を通知します。

(4) 選定スケジュール

選定までのスケジュールは以下を予定しています。

以下のスケジュールは予定であり、変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 選定結果の通知平成23年7月中旬
- ② 補助金の交付事務手続き平成23年7月下旬
- ③ 補助金交付内定平成23年8月上旬

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 「平成23年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業申請書類等作成・提出について」の「Ⅲ 申請書類の作成について」「一般的留意事項について」で定める書式と異なる場合
- ② 計画書の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学院研究科、専攻科及び別科が中心となって行う取組の申請
- ② 「2 事業の概要」の「(2) 申請件数」で示した申請件数の範囲を超える申請（該当する申請がある場合は、大学に対しての事情確認を行った後、その件数の範囲を超えることとなる申請については取り下げいただくこととなります。）

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書類

「平成23年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書類を作成し、学長から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請手続

申請書類は、以下の提出先へ提出してください。なお申請書類を送付する場合は、宅急便（郵送不可）で余裕をもって発送し、提出期限内に必着するようにしてください。

なお、提出期間内に申請書類が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出日時】平成23年7月6(水)～7月7日(木)

(午前10時から正午まで及び午後1時から午後6時までに提出。)

【提出先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 専門教育課 企画係

【提出部数】

1. 平成23年度 口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境の整備事業 申請書類

①両面印刷穴あけ・製本テープにより製本・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部

②片面印刷（印刷原稿用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

2. 上記関係の書類を保存したCD-RW・・・・・・・・・・・・・大学ごとに1枚

※ なお、提出にあたっては、指定の文部科学大臣宛公文書を添えて提出してください。

(3) その他

申請書類は返却しませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。

6 公表等

- 選定された取組については、大学名及び内容について公表します。
- 大学教育推進プログラムの趣旨・目的を踏まえ、選定された大学等は、自ら選定取組の内容、経過、成果、達成目標の到達状況等を各大学等のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくこととします。
- 選定された取組については、「大学改革推進等補助金交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。各大学から提出された実績報告書を踏まえ、本事業の政策効果について検証する事業評価を実施します。

7 問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 高等教育局 専門教育課 企画係

電話：03-5253-4111（内2500、2501）